

発電利用に供する木質バイオマスの  
証明のためのガイドライン  
説明会資料

平成29年12月4日

林野庁木材利用課  
木質バイオマス推進班

# 木質バイオマス証明ガイドラインについて①(ガイドラインの作成)

- 平成24年7月1日、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）が施行。
- 同法に基づく固定価格買取制度においては、調達価格等算定委員会（経済産業省審議会）での議論も踏まえ、木質バイオマス発電について、発電コスト等に基づき、未利用木材、一般木材等、複数の価格区分を設定。
- 未利用木材、一般木材等は形状等により外形的に識別できないため、調達価格の適正な適用のため、由来に関する適切な識別証明が必要なことから、平成24年6月、林野庁は、発電利用に供される木質バイオマスの由来の証明に取り組むにあたって留意すべき事項を「発電利用に供する木質バイオマス証明のためのガイドライン（木質バイオマス証明ガイドライン）」として取りまとめ。

## ■ 調達価格等算定委員会（経済産業省審議会）

- 「平成24年度調達価格及び調達期間に関する意見」（平成24年4月27日）

### （5）トレーサビリティ（抜粋）

グリーン購入法に基づく「間伐材チップの確認のガイドライン」に準じたガイドラインを固定価格買取制度開始までに整備し、発電所の燃料として使用される木質バイオマスについて、輸入材も含め、その出所に関する証明が可能となる仕組みを構築するとともに、当該証明に係る書類の添付を設備認定の際の要件とすることを求めることとした。

# 木質バイオマス証明ガイドラインについて②(FIT法とガイドライン)

- 木質バイオマス証明ガイドラインに基づく適切な証明が、固定価格買取制度による買取価格の基礎。  
(平成24年経済産業省告示第139号)

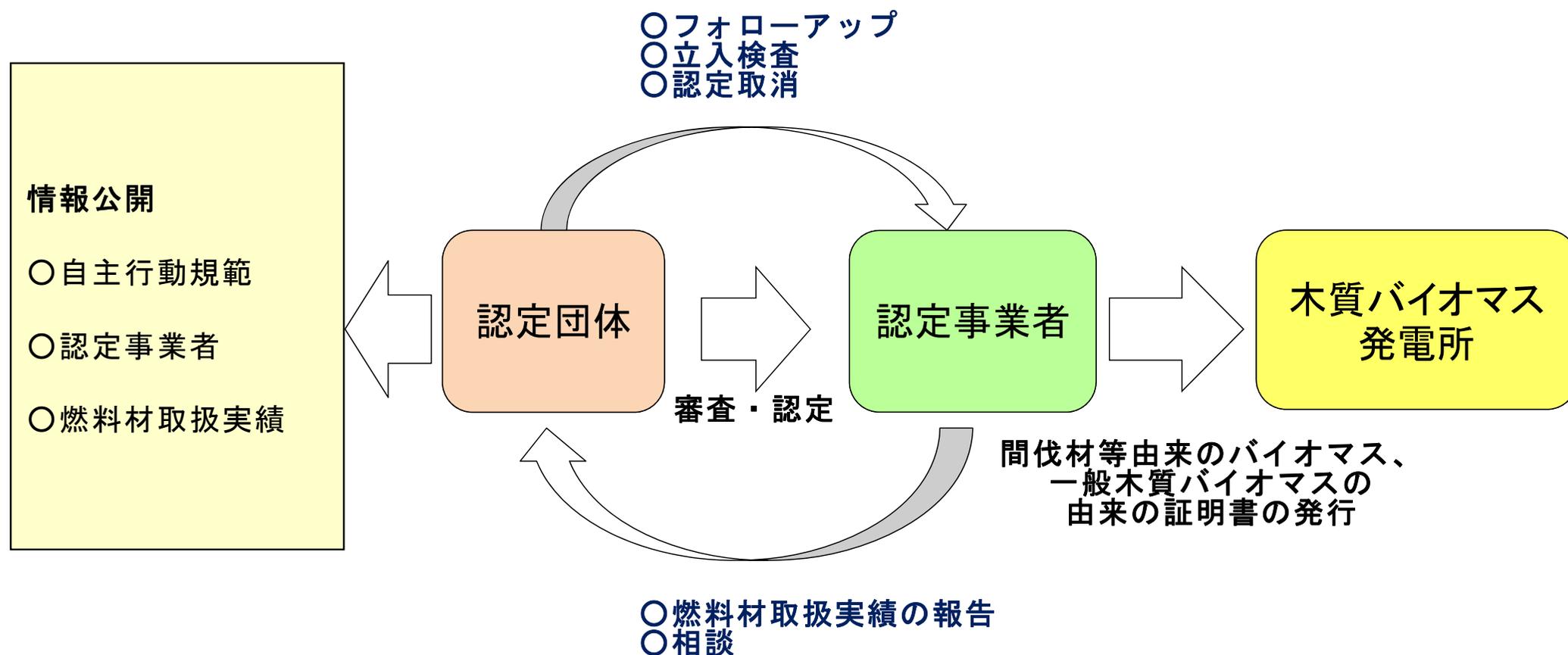
経済産業省告示第139号における木質バイオマスの区分	調達価格	木質バイオマス証明ガイドラインで使用する略称
森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス(輸入されたものを除く)	40円 (2千kW未満) 32円 (2千kW以上)	間伐材等由来の木質バイオマス
木質バイオマス(上記を除く)又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス(当該農産物に由来するものに限る)	24円 (2万kW未満) 21円 (2万kW以上)	一般木質バイオマス
建築資材廃棄物	13円	建築資材廃棄物

## 備考

木質バイオマスのうち、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に準拠して分別管理が行われたことが確認されないものについては、建築資材廃棄物とみなす。

# 木質バイオマス証明ガイドラインについて③(仕組み)

- 燃料材を取り扱う事業者は、間伐材等由来のバイオマス、一般木質バイオマスについて、適切に分別管理を行い、木質バイオマス由来証明書を発行し、連鎖させていく必要。
- 事業者が証明書を発行するにあたり、適切に分別管理等できる能力を有することについて、認定団体から認定を受ける必要。
- 事業者を認定する団体は、自主行動規範を定め、公表する必要。
- 事業者自らが自主行動規範を定め、木質バイオマス由来証明書を発行することも可能。この場合は第3者の監査を受けるなど信頼性が確保されるように取り組む必要。



# 木質バイオマス証明ガイドラインについて④(燃料区分)

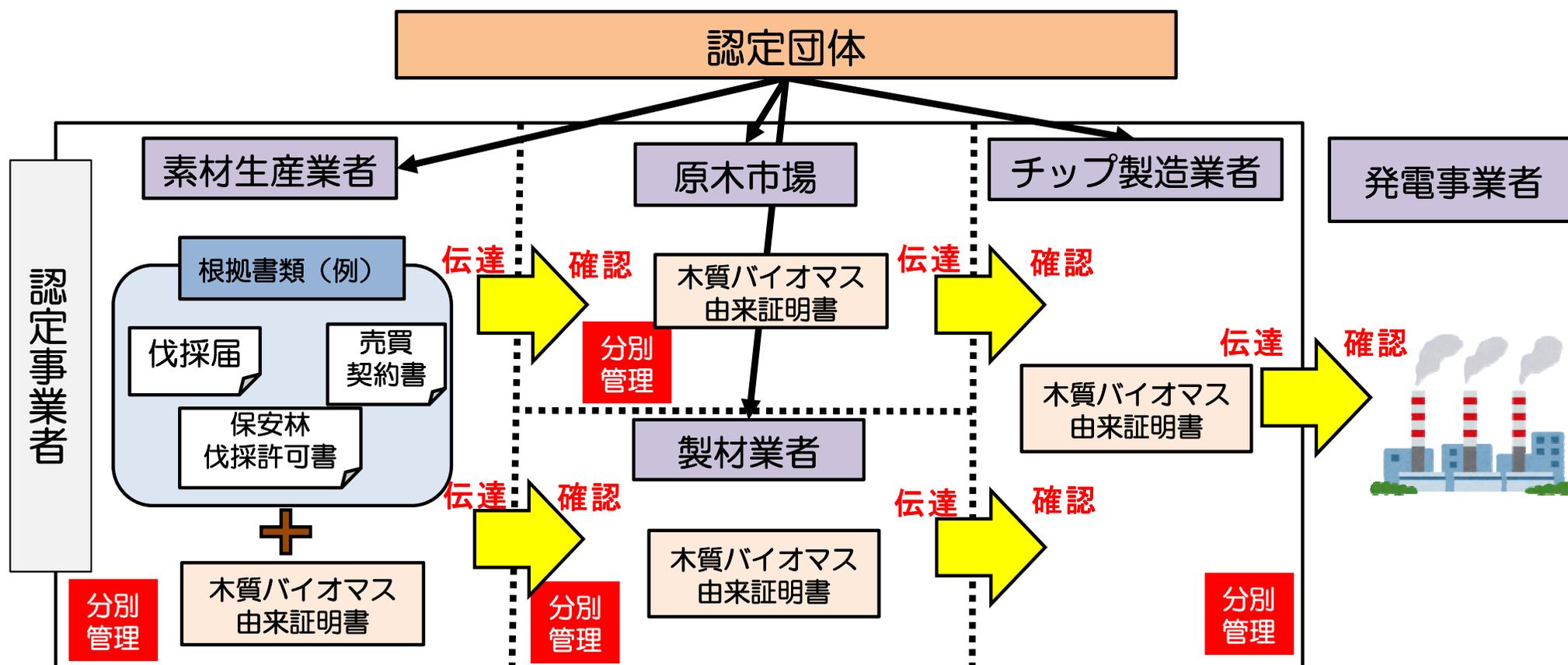
- 間伐材等由来のバイオマスとなるのは、①間伐材及び②森林経営計画の対象森林、保安林、国有林野施業実施計画の対象森林等から伐採・生産された木材。
- 一般木質バイオマスとなるのは、間伐材等由来のバイオマス及び建築資材廃棄物以外の木質バイオマスであり、製材等残材、普通林の主伐木等が該当。
- 建築資材廃棄物は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第2条第2項で定めるもの。

流通・製造過程				直接燃料に加工		製材等 残材	建設資材 廃棄物等
				間伐	主伐		
由来の生育地の由来							
森林 由来	民有林	その他	森林経営計画外	■	■	■	■
			森林経営計画		■		
	国有林	保安林	■				
		国有林野施業実施計画	■				
		国有林野施業実施計画外	■				

- 由来の証明があれば間伐材等由来の木質バイオマス、そうでなければ建設資材廃棄物と同等
- 由来の証明があれば一般木質バイオマス、そうでなければ建設資材廃棄物と同等
- 建設資材廃棄物

# 木質バイオマス証明ガイドラインについて④(証明の連鎖)

- 素材生産業者は、証明の連鎖の始まりとなる根拠書類と木質バイオマス由来証明書を、原則として輸送の都度、加工・流通業者に交付。
- 加工・流通業者は、川上からの証明書を確認の上、証明書を作成して川下の事業者へ交付。
- 証明書には、川上側の書類の添付までは求めていないが、必要に応じて伐採箇所までさかのぼれるよう書類整備が必要。
- 証明書がなければ、建築資材廃棄物と同じ区分となる。



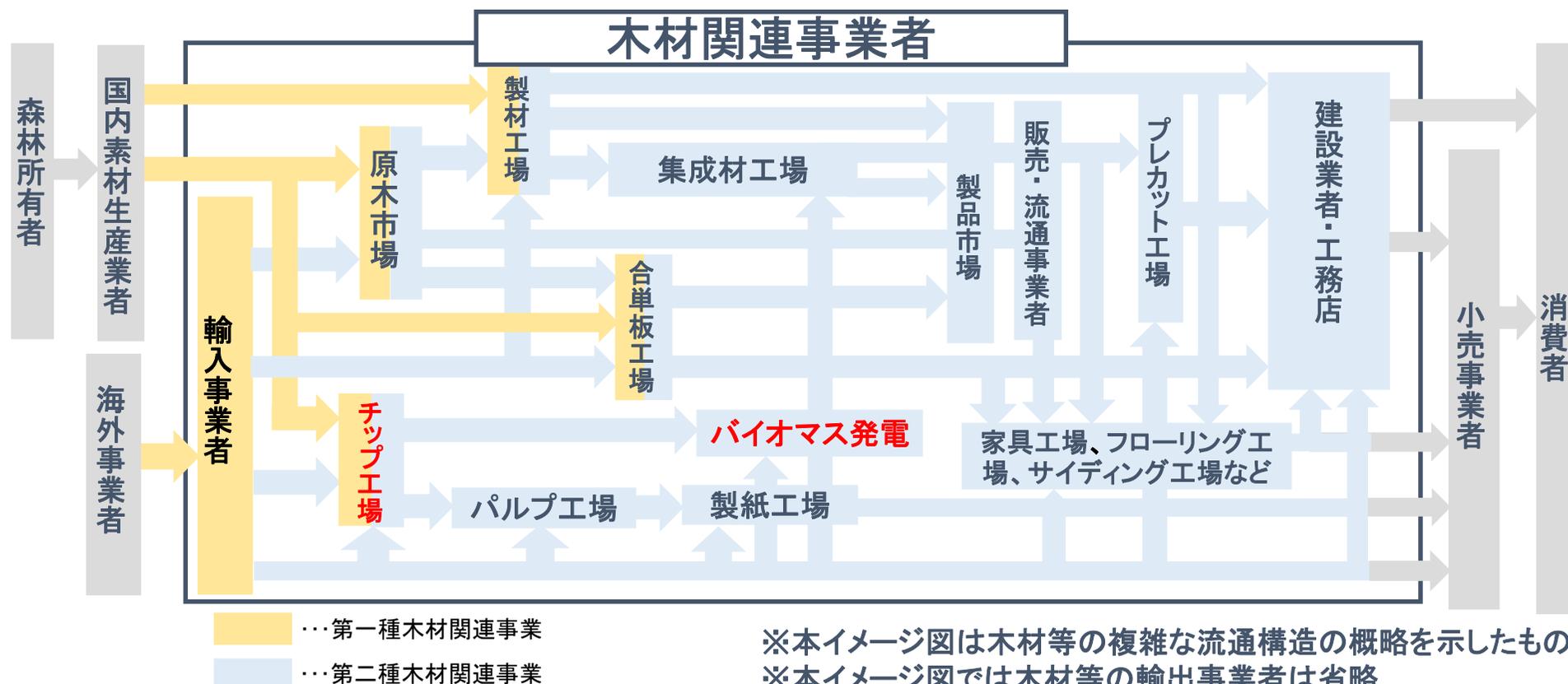
# 木質バイオマス証明ガイドラインについて⑤(根拠書類)

- 証明書の発行に当たっては、下図のような証明の連鎖の始まりとなる書類が必要となる。
- 詳細は、木質バイオマス証明ガイドラインQ & A問5-1参照。

区分	買取価格 (税抜き)	由来証明	由来証明となるものの例
間伐材等由来の 木質バイオマス	40円 (2,000kW未満)	要  (公的な証明)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 森林経営対象森林：森林経営計画認定書 若しくは事後の伐採届</li> <li>○ 保安林：保安林伐採許可証など</li> <li>○ 国有林：森林管理署等との売買契約書</li> <li>○ 上記以外の間伐：伐採届</li> <li>○ 上記以外の除伐：都道府県又は市町村の独自の証明書</li> </ul>
	32円 (2,000kW以上)		
一般木質 バイオマス	24円 (20,000kW未満)	要  (公的又は 独自の証明等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 製材残材：川上からの由来証明書</li> <li>○ 森林経営計画、保安林、国有林以外の主伐：伐採届</li> <li>○ 林地開発：林地開発許可証</li> <li>○ 輸入材：合法性の証明書</li> <li>○ 屋敷林、ダム流木など、伐採届等を必要としないもの ：所有者による証明書</li> </ul>
	21円 (20,000kW以上)		
建設資材廃棄物 その他の木質バ イオマス	13円	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特になし</li> </ul>

# 木質バイオマス証明ガイドラインについて⑥(クリーンウッド法との関係)

- 平成29年5月、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)」が施行された。本法は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するべく、木材関連事業者に対して、取り扱う木材等の合法性の確認等の措置を求めるもの。
- 木質バイオマス発電事業者(第2種木材関連事業者)や木質バイオマス納入業者(第1種又は第2種木材関連事業者)も、本法に基づく木材関連事業者として位置づけられていることから、事業の種別に応じてそれぞれ合法性の確認等を適切に行う必要。
- 基本的に、国産材については、「木質バイオマス証明ガイドライン」に基づく由来証明書により、クリーンウッド法の合法性の確認に必要な書類として活用できる。(由来証明では、伐採届の写し等により、森林法に基づいて合法的に伐採されたものであることが確認できるため)



# 木質バイオマスについての行政評価・監視内容(H29.7.4公表)

- 総務省が、森林の管理・活用に関する行政評価・監視を平成29年7月4日公表。
- 木質バイオマス分野においては、21発電設備、燃料調達98ルートに調査が行われ、その結果、農林水産省と経済産業省に対して木質バイオマス燃料の需給動向の把握・分析をすること、木質バイオマス証明ガイドラインの周知徹底を図ることなどの所見が示された。
- 対応方策については、平成30年1月頃公表予定。

## 調査結果

調査した21発電設備のうち、  
○12発電設備では間伐材等由来の燃料チップを計画どおり確保  
○9発電設備では計画した量の燃料チップを確保できず

調査した19発電所98調達ルートにおいて  
○素材生産業者が、本来一般木質バイオマスであるものを間伐材等由来として証明し、チップ加工業者から発電設備に納入したもの(1発電設備2ルート)  
○チップ加工業者等が、必要な証明書等入手せず、または必要な証明書を作成せず、間伐材等由来もしくは一般木質バイオマスとして発電設備に納入したもの(13発電設備29ルート)  
○素材生産事業者等から、必要な証明書及び根拠書類の提出はあったものの、記載内容が不十分で伐採箇所を特定できなかったもの(10発電設備30ルート)

## 農林水産省及び経済産業省への所見

稼働している木質バイオマス発電設備について、バイオマス燃料の当初計画と使用実績の情報を農林水産省と経済産業省で共有し、地域における燃料種毎の需給状況の把握・分析を行い、発電事業者等が確認できる措置を講ずること。

適切な調達価格が適用されるよう、木質バイオマス証明ガイドラインの周知徹底を図ること。(適正に運用されていたのは98ルート中39ルート)

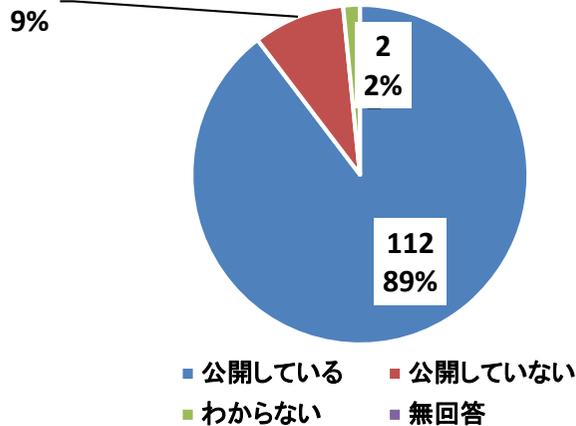
## 経済産業省への所見

<経済産業省に対して>  
調達価格が適正に適用されるために、農林水産省と連携し、木質バイオマス証明ガイドラインにそって適切な証明が行われているか確認できる実効性ある措置を講ずること。

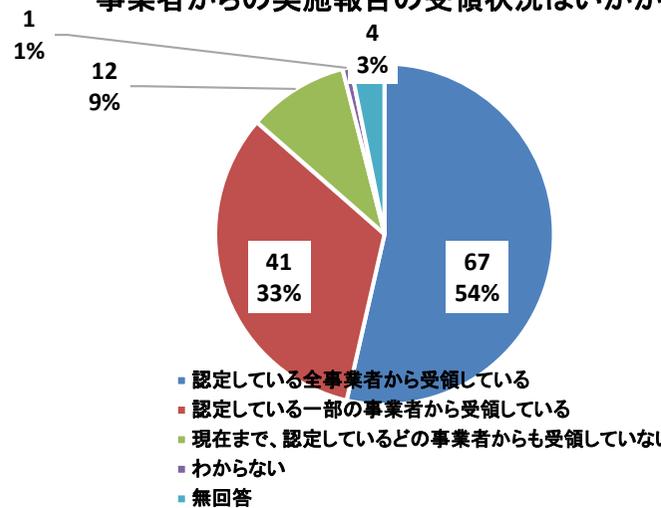
# 認定団体の責務について①(アンケート結果)

- 平成27年度から、林野庁補助事業で、日本木質バイオマスエネルギー協会が134認定団体に対してアンケートを実施。
- 平成29年度の主な結果から、情報公開の不徹底、認定事業者に対するフォローアップや立入検査の不足等が確認された。
- 改善が必要な状況であり、年度末に認定団体に対して文書を発出するので、翌年度のアンケートでは改善されるよう、対応を進められたい。

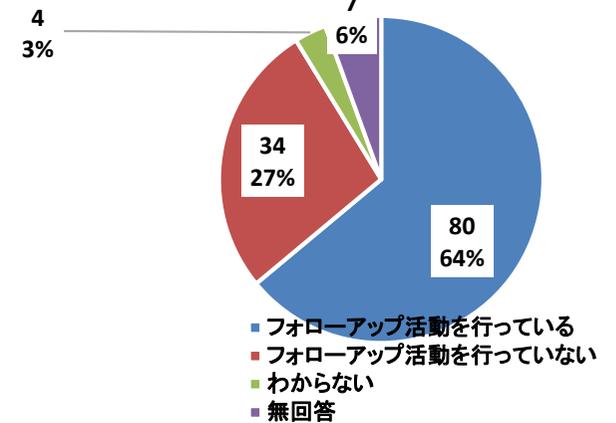
自主行動規範を公開していますか



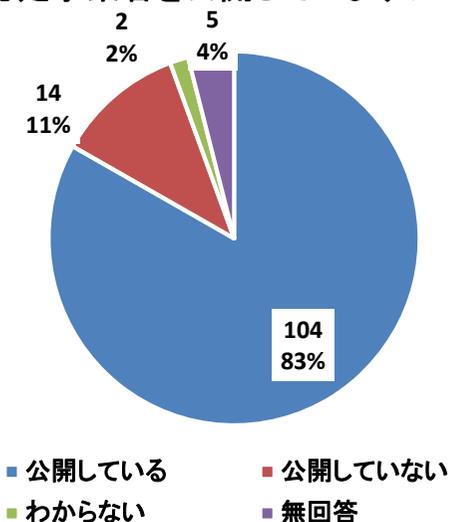
事業者からの実施報告の受領状況はいかが



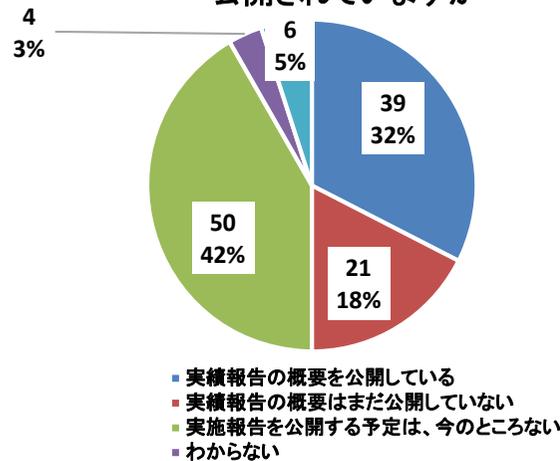
認定を取得された事業者に対するフォローアップ活動などは行っていますか



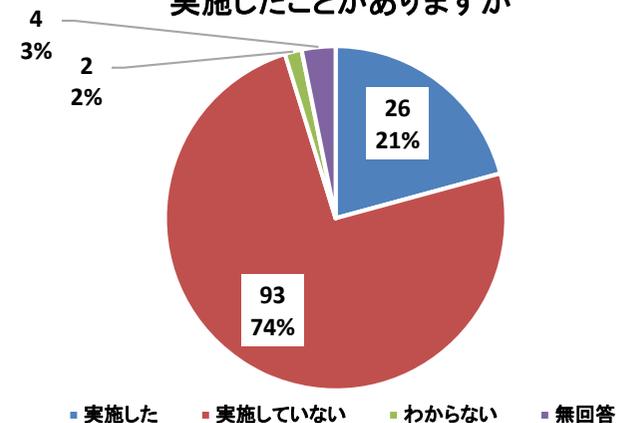
認定事業者を公開していますか



事業者からの実績報告内容は公開されていますか



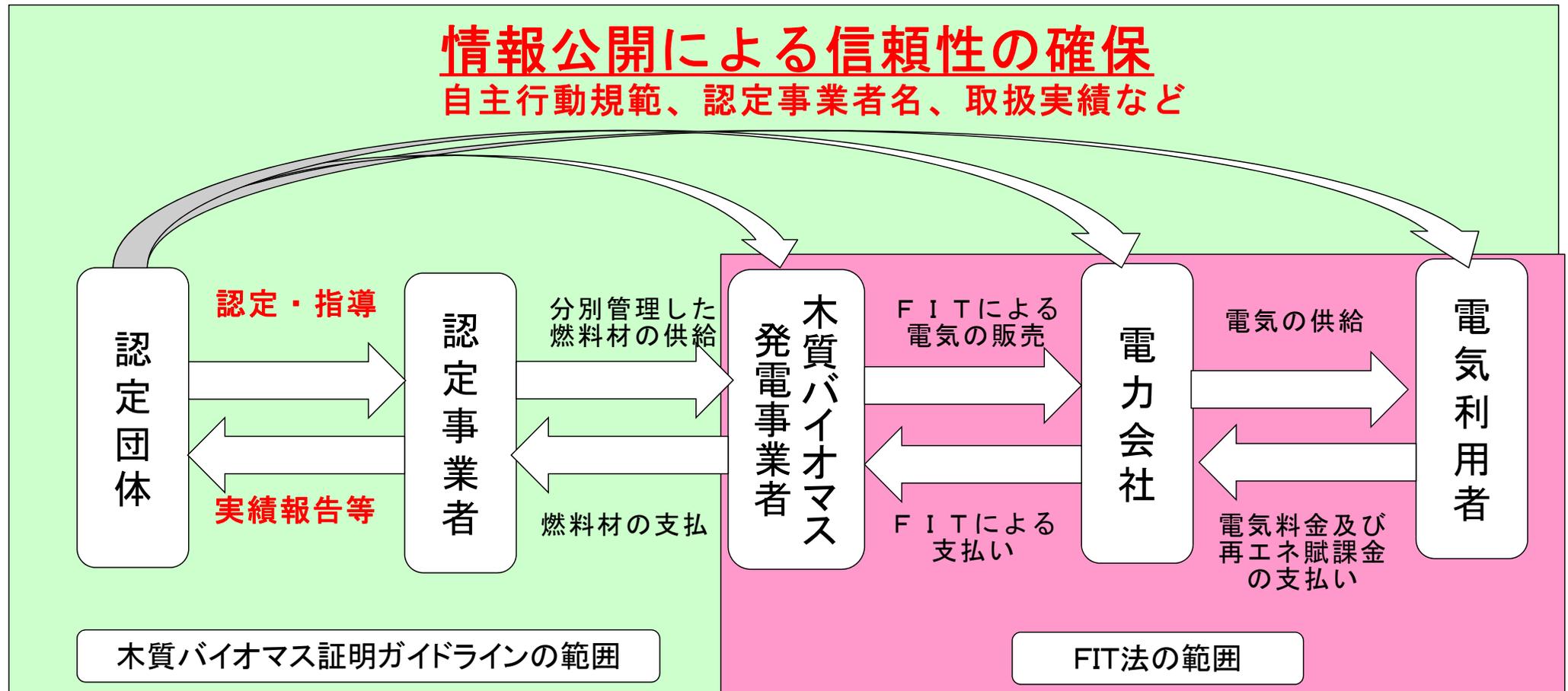
認定事業者の立入検査を実施したことがありますか



## 認定団体の責務について②

- 認定団体は、FIT制度に対する消費者の信頼を確保するため、事業者の認定・指導及び実績報告の受領、公開などの責務を負う。
- 認定団体は、木質バイオマス証明ガイドライン及びFIT法が適切に運用されるための鍵。

○木質バイオマス証明ガイドラインにおける認定団体と社会との関係性



# 木質バイオマス証明ガイドラインの運用の適正化に向けて①(チェックリスト)

		自ら行うこと	チェック
ガイドライン		自主行動規範の策定・公表	
自主行動規範		事業者認定実施要領の制定・公表	
事業者認定実施要領		審査委員会の設置	
		間伐材等由来のバイオマス及び一般木質バイオマスの取扱実績報告を取りまとめて公表	
		認定事業者の名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を公表	
		立入検査の実施	
		必要に応じて立入検査の実施、認定事業者の認定取消及び悪質な認定事業者名の公表	
		認定事業者に対して行うこと	
事業者認定実施要領	認定要件の取組の徹底	分別管理に必要な場所を有しているか確認	
		分別管理の方法が示されているか確認	
		認定事業者に関係書類を5年間保存を徹底	
		認定事業者に分別管理責任者を1名以上専任させる	
		木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が管理簿等で把握できるか確認	
		事業者の認定・更新	
		認定事業者に「事業者認定書」を交付	
		間伐材等由来のバイオマス及び一般木質バイオマスの取扱実績報告を提出させる	

# 木質バイオマス証明ガイドラインの運用の適正化に向けて②

- 林野庁補助事業で、木質バイオマス証明ガイドラインに関する講習会や現地調査、木質バイオマス証明ガイドラインマニュアルの作成を実施。日本木質バイオマスエネルギー協会HPで公表。
- ガイドライン運用にあたっての現在の課題は、年度内にQ & Aでの整理予定。
- 林野庁において認定団体リストを取りまとめ、定期的に情報提供や木質バイオマス取扱実績などの情報収集を実施したいので、今後御協力をいただきたい。

## 木質バイオマス証明ガイドライン 運用マニュアル(H29.5公表)



## ガイドラインの運用にあたっての課題

- 認定団体による、自主行動規範や取扱実績などの情報公開の徹底
- 木質バイオマス証明の添付の徹底
- 認定事業者のフォローアップや取組状況のチェック体制の構築
- ガイドラインに記載のない事項への対応(竹や災害時に発生した木材の取扱い等)

## 認定団体に協力していただきたいこと

- 認定団体リストの作成(近日中にメールで依頼)
- 木質バイオマス取扱実績の林野庁への提出(年度末頃にかけてメールで依頼)